

市町村下水道強靱化事業制度要綱

6 下流技計第 526 号

令和 7 年 3 月 31 日

第 1 目的

この要綱は市町村下水道事業都費補助金交付要綱（令和 5 年 3 月 29 日付 4 下流技計第 399 号）第 3 第 2 項の表中に規定する市町村下水道強靱化事業について、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 定義

この要綱において用いる用語の意義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

（1）市町村下水道強靱化事業（以下「強靱化事業」という。）

東京都内の市町村（市町村の一部事務組合を含む。以下同じ。以下「市町村」という。）が、本制度要綱に基づき行う事業であり、市町村が第 5 の規定により認定を受け、東京都（以下「都」という。）が財政支援を行う事業をいう。

（2）市町村下水道強靱化補助申請計画書（以下「補助申請計画書」という。）

前号に定める事業について、市町村が事業内容や事業目標等を示したものをいう。

（3）市町村下水道強靱化計画（以下「強靱化計画」という。）

市町村が強靱化事業を計画的に推進するために定める「雨水管理総合計画」、「雨天時浸入水対策計画」、「下水道総合地震対策計画」又は「上下水道耐震化計画」をいう。

（4）下水道管

下水道法で定める下水道のうち、管渠及び管渠に附属する施設をいう。

（5）下水道施設

下水道法で定める下水道のうち、ポンプ場施設及びポンプ施設を補完する施設、終末処理場及び終末処理場を補完する施設、並びに、終末処理場以外の処理施設及び終末処理場以外の処理施設を補完する施設をいう。

第 3 強靱化事業の要件

強靱化事業は、次に掲げる要件をそれぞれ満たすこととする。

（1）対象事業は、次のいずれかに該当するものであること。

ア 市町村が実施する下水道事業であって、都の方針と連携して下水道強靱化を図る次のいずれかに該当する浸水対策事業

（ア）雨水管等を整備する事業

（イ）雨天時浸入水対策

（ウ）雨水排除能力向上に資する下水道管の改良事業

（エ）樋門等の改良事業（自動化、無動力化及び遠隔化等）

イ 市町村が実施する下水道事業であって、都の方針と連携して下水道強靱化を図る次のいずれかに該当する地震対策事業

(ア) 下水道管の耐震化事業

(イ) 下水道施設の耐震化事業

(ウ) 非常用発電設備の整備及び改良事業

ウ 強靱化計画の策定及び強靱化計画策定に要する調査検討

(2) 第5の規定による認定後、原則3年以内に強靱化計画を策定すること。やむを得ず3年を超過する場合には、その理由が確認できる書類を添えて、第6の規定により知事に申請するものとする。

(3) 強靱化計画を策定したときは、遅滞なく、このことを公表すること。

第4 強靱化事業の認定申請

1 市町村は、強靱化事業の認定を受けようとする場合は、市町村下水道強靱化事業認定申請書（別記第1号様式）に次に掲げる図書を添えて東京都知事（以下「知事」という。）に申請するものとする。

(1) 補助申請計画書（別記第2号様式）

(2) 対象事業の箇所図

(3) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項を記載した書類

2 前項第1号の補助申請計画書には、整備目標、計画期間、概算事業費等の事項を定めるものとする。

3 市町村は、強靱化計画を策定するときは、第6の規定により知事に申請するものとする。

第5 強靱化事業の認定

知事は、第4の規定により市町村から提出された市町村下水道強靱化事業認定申請書について、審査の結果、適正なものと認められた場合は、その認定を行い、市町村下水道強靱化事業認定通知書（別記第3号様式）により市町村長に通知するものとする。

第6 強靱化事業の変更認定申請

第5の規定により認定を受けた市町村は、当該認定の後において、強靱化事業の内容を変更しようとするときは、市町村下水道強靱化事業変更認定申請書（別記第4号様式）及び当該変更に係る図書を添えて、知事に申請するものとする。ただし、認定を受けた内容から著しい変更を生じない軽微な変更については、この限りではない。

第7 強靱化事業の変更認定

知事は、第6の規定により市町村から提出された市町村下水道強靱化事業変更認定申請書について、審査の結果、適正なものと認められた場合は、事業変更の認定を行い、市町村下

水道強靱化事業変更認定通知書（別記第5号様式）により市町村長に通知するものとする。

第8 強靱化事業の認定の取消し

知事は、第5の規定により認定を受けた市町村が、天災地変その他事情により、強靱化事業を継続することができなくなった場合は、その認定を取り消すことができる。この場合において、知事は、市町村下水道強靱化事業認定取消通知書（別記第6号様式）により市町村長に通知するものとする。

第9 都の指導等

知事は、市町村に対して、強靱化事業の適正な執行を図る観点から必要があるときは、状況の報告又は資料の提出を求め、必要な助言又は指導を行うことができる。

第10 都の補助

知事は、市町村に対して、本制度要綱に定める事業の実施に要する費用の一部を、市町村下水道事業都費補助金交付要綱に定めるところにより、予算の範囲内において補助することができる。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別記

第 1 号様式（要綱第 4）

記 号 番 号
年 月 日

東京都知事 殿

市町村長名

市町村下水道強靱化事業認定申請書

市町村下水道強靱化事業制度要綱第 4 第 1 項に基づき、市町村下水道強靱化事業の認定について、下記のとおり申請します。

記

1 事業の名称

（1）事業名

（2）施設名

2 計画の期間（予定）

年度から

年度まで

3 計画の内容

別添のとおり

第2号様式（要綱第4）

〇〇市下水道強靱化補助申請計画書

年 月

1. 施策・事業区分

	施策区分	事業区分
施策・事業区分		

2. 事業目的

--

3. 事業概要

項目	内容・施策等	
整備概要	整備手法	
	目標レベル	
計画期間		
概算事業費 (百万円)		
整備目標		
事業内容		
市町村下水道 強靱化計画の策定		
添付資料		

第3号様式（要綱第5）

記 号 番 号

市町村長名 殿

市町村下水道強靱化事業認定通知書

年 月 日付 第 号で申請のあった市町村下水道強靱化事業について、
市町村下水道強靱化事業制度要綱第5の規定により、適正なものと認定し通知します。

年 月 日

東京都知事

第4号様式（要綱第6）

記 号 番 号
年 月 日

東京都知事 殿

市町村長名

市町村下水道強靱化事業変更認定申請書

年 月 日付 第 号で認定通知を受けた市町村下水道強靱化事業について、変更の認定を受けたいので、市町村下水道強靱化事業制度要綱第6に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 事業の名称

（1）事業名

（2）施設名

2 計画の期間（予定）

年度から

年度まで

3 変更する事項

4 変更する理由

5 添付図書等

市町村長名 殿

市町村下水道強靱化事業変更認定通知書

年 月 日付 第 号で申請のあった市町村下水道強靱化事業の変更に
ついて、市町村下水道強靱化事業制度要綱第7の規定により、適正なものと認定したので通知
します。

年 月 日

東京都知事

市町村長名 殿

市町村下水道強靱化事業認定取消通知書

市町村下水道強靱化事業制度要綱第8の規定により下記のとおり取り消したので、通知します。

記

1 事業の名称

（1）事業名

（2）施設名

2 市町村下水道強靱化事業の認定年月日 年 月 日

3 取消事由

年 月 日

東京都知事